



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…三

公告

- 東京都功労者表彰……………（総務局統計部調整課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

告示

●東京都告示第千五百四十二号

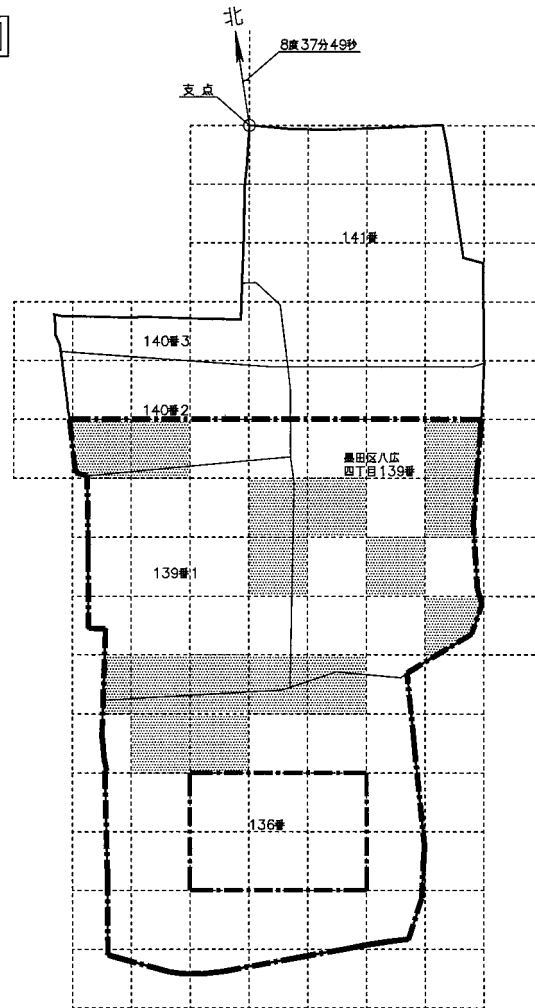
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十日

東京都知事 舩添 要一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区八広四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】	
	筆境界
	単位区画
	敷地境界
	調査範囲
	形質変更時要届出区域

【支 点】  
支点は、墨田区八広四丁目141番の最北端とする。

【格子の回転角度：8度37分49秒】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

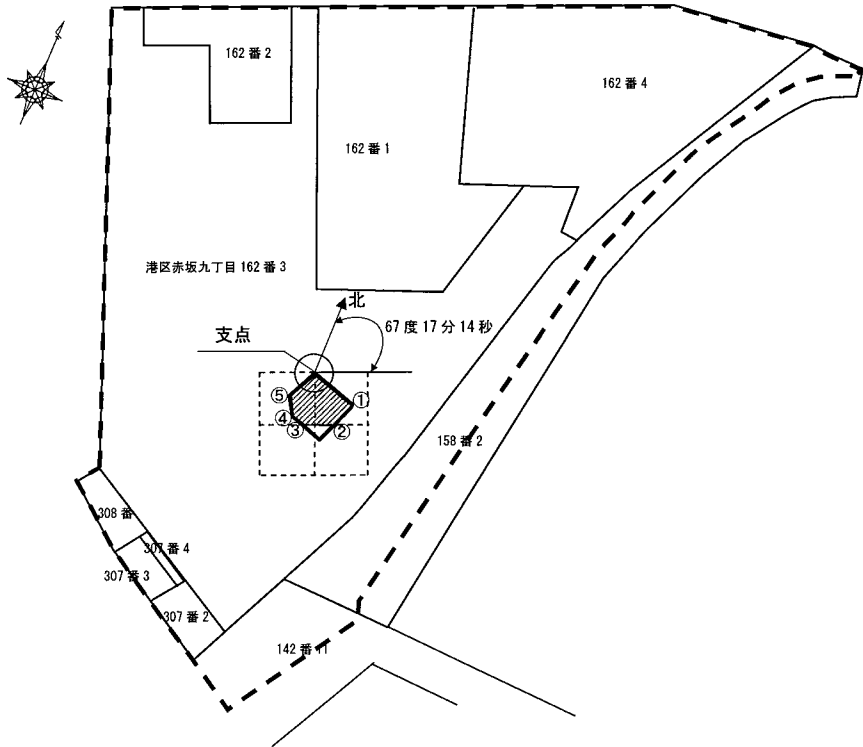
平成二十六年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区赤坂九丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- - - 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

No.	X座標	Y座標
支点	-36834.25	-9364.69
①	-36836.59	-9356.43
②	-36842.46	-9358.41
③	-36873.64	-9361.28
④	-36842.55	-9364.87
⑤	-36838.03	-9365.93

上記の座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（67度17分14秒）】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十四号

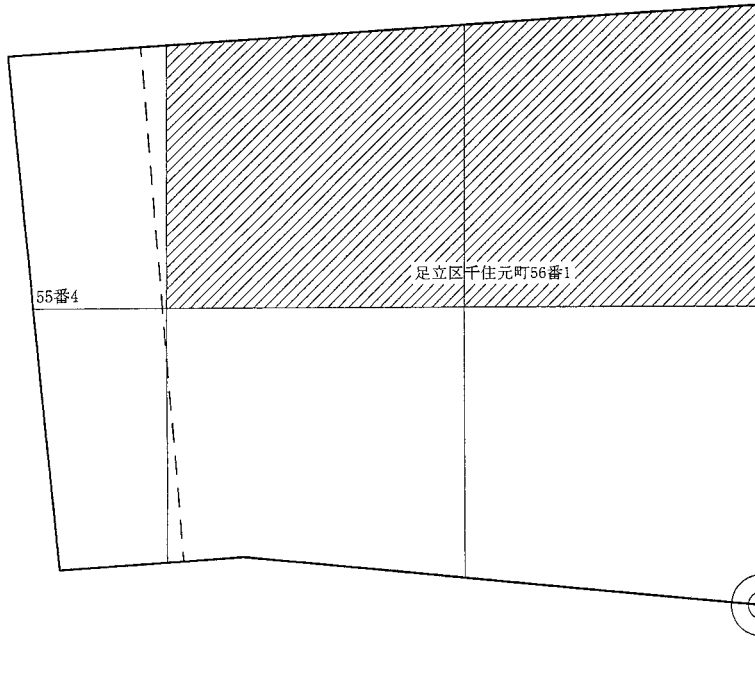
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千四百四十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住元町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【起 点】  
 起点は、足立区千住元町56番1の  
 最北端とする。

【格子の回転角度】 85度  
 格子の回転角度は、起点を通り、  
 東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して10m間隔  
 で引いた線により形成されている  
 格子を、起点を中心として右回り  
 に回転させた角度を示す。

【凡 例】  
 ——— 調査対象地  
 - - - 筆境界  
 ——— 単位区画  
 ▨ 形質変更時要届出区域

# 公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第一百七十四号)第二条の規定に基づき、平成二十六年十一月二十日表彰された方は、次のとおりである。

平成二十六年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

氏 名	住 所 地
友永 陸子	新宿区
水原 幸美	文京区
中山 修一	墨田区
佐藤 郁代	江東区
松倉 榮子	江東区
小安 初枝	目黒区
下澤 武文	中野区
大槻 郁子	中野区
宮部 洋子	杉並区
村主 清江	杉並区
那知由貴子	豊島区
木下 房吉	北区
小出登志子	北区
田島 善行	荒川区
小田 育恵	埼玉県和光市
桐生 嘉一	足立区

(統計功労者)  
 次の方々は、統計調査の実施に精励され特に優れた業績をあげられました。

- 友永 陸子 新宿区
- 水原 幸美 文京区
- 中山 修一 墨田区
- 佐藤 郁代 江東区
- 松倉 榮子 江東区
- 小安 初枝 目黒区
- 下澤 武文 中野区
- 大槻 郁子 中野区
- 宮部 洋子 杉並区
- 村主 清江 杉並区
- 那知由貴子 豊島区
- 木下 房吉 北区
- 小出登志子 北区
- 田島 善行 荒川区
- 小田 育恵 埼玉県和光市
- 桐生 嘉一 足立区



分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号

郵便番号  
112-0002